

ロボット企業交流拠点整備業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、ロボット企業交流拠点整備業務委託公募型プロポーザルを実施するにあたり必要な事項を定める。

2 事業者の選考

事業の実施にあたり、広く民間事業者のノウハウや知識、アイデア及び経験等を活用するため、企画提案（プロポーザル）方式により受託事業者の募集を行い、応募のあった事業者による提案内容を総合的に審査して、受託事業者を選考する。

3 委託業務の概要

(1) 委託業務の名称

ロボット企業交流拠点整備業務委託

(2) 業務内容

ロボット企業交流拠点整備業務委託仕様書（別紙1）のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から2024年11月30日まで

(4) 提案限度額

6,600,000円（消費税及び地方消費税を含む）。

(5) 支払条件

業務完了払い

4 発注者及び提案募集事務局

(1) 発注者

公益財団法人湘南産業振興財団 理事長 増田 隆之

(2) 提案募集事務局

公益財団法人湘南産業振興財団

〒251-0052 神奈川県藤沢市藤沢 607 番地の1 藤沢商工会館（ミナパーク）2F

電話：0466（21）3811

メールアドレス：info@cityfujisawa.ne.jp

5 参加資格

募集開始日から契約締結日までの全期間に渡って、次の各号に掲げる要件を全て満たす事業者とする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用していない事業者であること。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている事業者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている事業者でないこと等、経営状態が著しく不健全である事業者でないこと。ただし、会社更生法にあっては、更正手続き開始の決定、民事再生法にあっては、再生手続き開始の決定を受けている事業者を除く。
- (3) 納付すべき国税及び地方税に滞納がないこと。

6 スケジュール

事業者選定までの事務手順は、次のとおりとする。

1	参加申込書等、質問書提出の締切	2024年7月8日（月）（必着）
2	質問に対する回答	2024年7月11日（木）までにホームページ上で回答
3	企画提案書等の提出	2024年7月18日（木）（必着）
4	選考結果の通知	2024年7月24日（水）を予定
5	契約締結	2024年7月下旬を予定

7 参加手続き

本事業に参加を希望される方は、「5 参加資格」を確認の上、次のとおり提出すること。

(1) 参加申込書等の提出書類

ア 参加申込書（様式1）：1部

イ 会社案内等：1部

ウ 登記簿謄本（参加申込書提出日前3か月以内に取得したもの）：1部

エ 次に掲げる納税証明書（滞納等の記録がないもので、参加申込書提出日前3か月以内に発行されたもの。なお、税目が該当していても、その税額が0円又は課税されない場合は、その旨がわかる証明書を必要とする。）：1部

(ア) 市内に事業所がある場合

a 法人税、消費税及び地方消費税

納税証明書、若しくは、未納のないことの証明（納税証明その3の3）

b 法人市民税及び固定資産税

納税証明書（固定資産がない場合は、無資産証明）

(イ) 市内に事業所がない場合

a 法人税、消費税及び地方消費税

納税証明書、若しくは、未納のないことの証明（納税証明その3の3）

(2) 提出書類の提出場所及び方法

ア 提出期限

2024年7月8日(月)まで(持参の場合、平日の正午から午後1時までを除く午前9時から午後5時まで。ただし、土日祝日を除く。)

イ 提出方法及び提出先

提案募集事務局へ持参または郵送(受付期間内必着。特定記録郵便、簡易書留、書留のいずれかの方法に限る)により提出すること。持参の場合は提出予定日の前営業日の午後5時までに、提案事務局に提出時間を連絡すること。郵送の場合は発送後に提案募集事務局へ電話又はメールで連絡すること。

8 質疑・現地見学

本プロポーザルに関する質疑がある場合には、質問書(様式2)を提出すること。

(1) 提出期限

2024年7月8日(月)まで

(2) 提出方法及び提出先

提案募集事務局へ電子メールにより提出。メールのタイトルを「プロポーザル質問書」とし、送信後に提案募集事務局へ電話で連絡すること。

(3) 質問への回答

2024年7月11日(木)までにホームページ上で回答する。なお、回答に対する再質問は受け付けない。また、参加手続きを行った事業者からの質問のみに回答する。

(4) 現地見学

現地見学を希望する場合は、2024年7月8日(月)までに提案募集事務局へ電子メールにより「見学希望日時(第3候補まで)」、「出席者名(1事業者3名以内)」、「出席者代表の電話番号」を連絡すること。メールのタイトルを「プロポーザル現地見学希望」とし、送信後に提案募集事務局へ電話で連絡すること。

なお、現地見学時は、職員による説明及び質疑の受付は行わないため、質疑がある場合は上記(1)～(3)により行うこと。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書：原本1部、写し7部及び電子データ

企画提案書作成要領(別紙2)に基づき作成したもの。

イ 業務責任者及び担当者届出書(様式3)：原本1部、写し7部及び電子データ

ウ 見積書(様式4)：原本1部、写し7部及び電子データ

(2) 提出書類の提出場所及び方法

ア 提出期限

2024年7月18日(木)必着(持参の場合、平日の正午から午後1時までを除く午前9時から午後5時まで。ただし、土日祝日を除く。)

イ 提出方法及び提出先

提案募集事務局へ持参または郵送(受付期間内必着。特定記録郵便、簡易書留、

書留のいずれかの方法に限る)により提出すること。持参の場合は提出予定日の前営業日の午後5時までに、提案事務局に提出時間を連絡すること。郵送の場合は発送後に提案募集事務局へ電話又はメールで連絡すること。

電子データについては、様式毎にPDFファイルに変換し、電子メールにて提出すること。メールのタイトルは「プロポーザル企画提案書等」とし、送信後に提案募集事務局へ電話で連絡すること。

10 選定方法

(1) 事業者の選考・審査方法

提案募集事務局が設置する選考委員会により申込事業者の企画提案書等の提出書類によって審査を行う。なお、書類審査については「見積額」及びロボット企業交流拠点整備業務実施事業者選考委員が、「企画提案力」の審査項目に基づき、提出された企画提案書等の内容について審査し点数化する。それぞれの審査項目の合計点が最も高い事業者を優先交渉事業者とし、点数が2番目に高い事業者を次点交渉事業者とする。評価結果において、同点の場合が生じたときは、「企画提案力」の審査項目の合計点が高い事業者を優先交渉事業者とする。なおも同点の場合は、見積額が低い事業者を優先交渉事業者と決定する。

なお、申込事業者が1者だった場合は、設定する基準点(全審査項目の合計点の6割)を超えていれば、当該申込事業者を優先交渉事業者とする。

(2) 審査基準及び審査項目

ア 審査基準

企画提案書の記載内容について、各評価項目に基づき審査し、上記(1)に基づき総合的に判断して優先交渉事業者を選定する。

イ 選考にかかる評価項目及び評価のポイントは、別紙3「評価基準」のとおり。

(3) 事業者選考結果通知

最終選考結果については、参加申込書記載の所在地に、2024年7月24日(水)(予定)までに文書で発送する。

11 契約の締結について

優先交渉事業者との協議の上、ロボット企業交流拠点整備業務委託に関わる契約を締結するものとする。

(1) 履行期間

契約締結日から2024年11月30日まで

※ただし、2024年10月1日から2024年10月20日の間で当財団が指定する間で現場の設営を行い、施設整備を完了すること。

(2) 仕様の決定

仕様は、選考結果通知後、当財団と優先交渉事業者と協議の上で決定することとする。なお、仕様内容の調整が不調となった場合は、次点交渉事業者と調整を行うこととする。

1 2 提案の無効に関する事項

次の各号に該当するときは、その事業者の提案は無効とする。

- (1) 提出物に虚偽の記載があるとき
- (2) 優先交渉事業者の選考時点において、本実施要領の「5 参加資格」に掲げる資格のない事業者が提案したとき
- (3) 本実施要領の「3 委託業務の概要」の「(4) 提案限度額」を超える提案をしたとき
- (4) 必要書類の提出方法、提出先、受付期間に適合しないもの
- (5) 複数の企画提案書を作成し、提案したとき
- (6) 提案に関して、談合等の不正行為があったとき
- (7) その他、当財団が指示した事項及び本提案に関する条件に違反していることが判明したとき

1 3 その他

- (1) この事業に応募するために掛かる費用は、すべて事業者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書類等は、選考結果に関わらず返却しない。
- (3) 提案募集に参加する事業者は、優先交渉事業者決定後において、この実施要領等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てないこととする。
- (4) 提出された提案書の著作権は、提案の採否に関わらず、提案書を提出した事業者に帰属する。ただし、当財団が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出資料の内容を無償で使用できるものとする。
- (5) 本案件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、当財団の規程に基づき、提案書類を公開する場合があるものとする。
- (6) 参加申込書を提出した後、参加を取り下げる場合は、辞退届を任意書式で提出するものとする。

以 上